

振動規制法に規定する特定施設

1	<p>金属加工機</p> <p>イ. 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>ロ. 機械プレス</p> <p>ハ. せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ニ. 鍛造機</p> <p>ホ. ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。)</p>
2	圧縮機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機, 摩砕機, ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	<p>コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。)</p>
6	<p>木材加工機械</p> <p>イ. ドラムバーカー</p> <p>ロ. チッパー(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)</p>
7	印刷機械(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鑄造型機(ジョルト式のものに限る。)

※ 1馬力=0.746Kw